

京都市不動産評価委員会条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第125号

京都市不動産評価委員会条例施行規則の一部を改正する規則

京都市不動産評価委員会条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条中「理財局」を「行財政局」に、「処理する」を「行う」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(理財局財務部財産監理課)